

## 太田市民文化功労賞・奨励賞要綱

### (目的)

第 1 条 太田市の芸術、文化の分野において顕著な業績をあげ、太田市の文化向上・発展のために貢献した個人に太田市民文化功労賞（以下「功労賞」という。）を、また、その各分野において活躍し、将来を期待される個人に太田市民文化奨励賞（以下「奨励賞」という。）を贈呈し、もって市民の文化活動の奨励・高揚を図ることを目的とする。

### (主催)

第 2 条 主催は太田市とする。

### (受賞者)

第 3 条 受賞者は、次の分野により、優れた業績をあげた個人とする。

- (1) 造形芸術分野（絵画、書、彫刻、工芸、建築等）
- (2) 表現芸術分野（舞踏、演劇、芸能等）
- (3) 音響芸術分野（邦楽、洋楽等）
- (4) 言語芸術分野（詩、小説、短歌、俳句、和歌等）

### (基準)

第 4 条 功労賞の贈呈については、市内に在住するもののなかから、次に掲げるすべてに該当するものとし、再度の受賞は認めない。

- (1) 芸術、文化の活動歴が、20年以上である者。
- (2) 年齢がおおむね60歳以上である者。
- (3) 人格高潔にして、第3条に定める各分野において、顕著な業績を上げた者。

2 奨励賞の贈呈については、市内に在住し、活動歴が10年以上ありおおむね40歳以上であるもののなかから、次に掲げる一つに該当するものとし再度の受賞は認めない。

- (1) 芸術、文化の分野で、全国的な大会、展覧会等、又は、これに準ずる大会、展覧会等において、入賞、入選、及び群馬県展等において入賞し、その分野で高い情熱を持ち、将来の活動が期待できる者。
- (2) 芸術、文化の分野で地域的に活躍が顕著であると認められる者。
- (3) その他、特に表彰に値すると思われる者。

### (推薦手続き)

第 5 条 功労賞・奨励賞の受賞候補者を推薦しようとするものは、太田市民文化功労賞・奨励賞推薦書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、太田市に提出するものとする。

- (1) 基準に定める大会、展覧会等の証拠書類等
- (2) その他、受賞の根拠となる書類等

### (推薦者)

第 6 条 功労賞・奨励賞の受賞候補者の推薦者は、市内に事務所を有する団体で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国・地方自治体関係団体、学校教育関係団体、社会教育関係団体の長
- (2) 群馬県、太田市に關係する施設の長
- (3) その他市長が特に認めたもの

(選考委員会)

第 7 条 市長の諮問に応じ、功労賞・奨励賞受賞候補者の選考に関する事項を審議するため、太田市民文化功労賞・奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 委員会は、委員若干名をもって構成し、委員長は委員の互選により選出し、会議の議長となる。
- (2) 委員は、芸術文化について識見を有する者と市長が特に必要と認める者で、市長が委嘱したもの。
- (3) 委員の任期は表彰をもって任期とする。
- (4) 委員会は、委員長名で招集し、選考結果を主催者に報告するものとする。

(受賞者の決定)

第 8 条 功労賞・奨励賞の受賞者は、委員会の報告にもとづいて、主催者が決定する。

(表彰の方法等)

第 9 条 表彰は年一回行い、副賞を贈呈することができる。

附則

1. この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
2. 平成 23 年 8 月 8 日一部改正
3. 平成 27 年 7 月 1 日一部改正